

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成23年9月15日(2011.9.15)

【公開番号】特開2010-144897(P2010-144897A)

【公開日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【年通号数】公開・登録公報2010-026

【出願番号】特願2008-325483(P2008-325483)

【国際特許分類】

F 16 C 29/06 (2006.01)

【F I】

F 16 C 29/06

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月3日(2011.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

案内レールとスライダと複数個の転動体とで構成され、

案内レールに転動体の転動面が形成され、

スライダは、案内レールの幅方向両側に配置される脚部と、案内レールの厚さ方向一端側に配置されて両脚部を連結する胴部とからなるとともに、

前記両脚部の内側面に、案内レールの転動面に対向配置される転動面を有し、この転動面と案内レールの転動面とにより転動体の転動通路が形成され、前記両脚部に転動体の戻し通路が形成され、前記両脚部にはまた、前記戻し通路と前記転動通路を連通させる方向転換路が形成され、

案内レールを被取付部にボルトを用いて取り付ける取り付け穴が、案内レールの厚さ方向に貫通して形成され、

前記転動通路、戻し通路、および方向転換路で構成された循環経路内を転動体が転動することにより、案内レールおよびスライダの一方が他方に対して相対的に直動する直動案内装置において、

前記案内レールには、長手方向に貫通する第1の貫通穴が形成され、この貫通穴の長手方向に垂直な断面の、前記スライダの反対側となる第1の面から前記取付面に貫通する第2の貫通穴を、前記取り付け穴として形成し、

前記第1の面が、少なくとも前記第2の貫通穴の周囲において案内レールの取付面と平行であり、

前記第1の面と前記取付面との距離(A)が、前記取付面側に最も近い側の軌道面の中心と前記取付面との距離(B)の0.2倍以上であることを特徴とする直動案内装置。

【請求項2】

前記第1の面と対向する第2の面から案内レールのスライダ側の面に貫通し、直径が挿入するボルトの頭部の直径より大きい第3の貫通穴を、前記第2の貫通穴と対向する位置に設けた請求項1記載の直動案内装置。

【請求項3】

前記第2の貫通穴に対応させた位置に雌ねじを形成した雌ねじ部材を備えた請求項1記載の直動案内装置。